

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について（平成20年度）

I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し、とりまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資する。

II 調査対象

47都道府県、17政令指定都市及び1811市（区）町村（平成20年4月1日現在）

（注）政令指定都市を除く市（区）町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

III 調査基準日

原則として平成20年4月1日現在だが、調査項目によっては各地方自治体の事情により、調査時点が異なる場合がある。詳細は各集計表を参照のこと。

IV その他

- ・ 本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方自治体の定員となっている職員。国家公務員の身分で自治体に出向している職員などは含まない。
- ・ 管理職のうち一般行政職の定義は、総務省「地方公務員団体定員管理調査」、「地方公務員給与の実態」の概念と一致させており、税務職、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等以外の職員を指す。

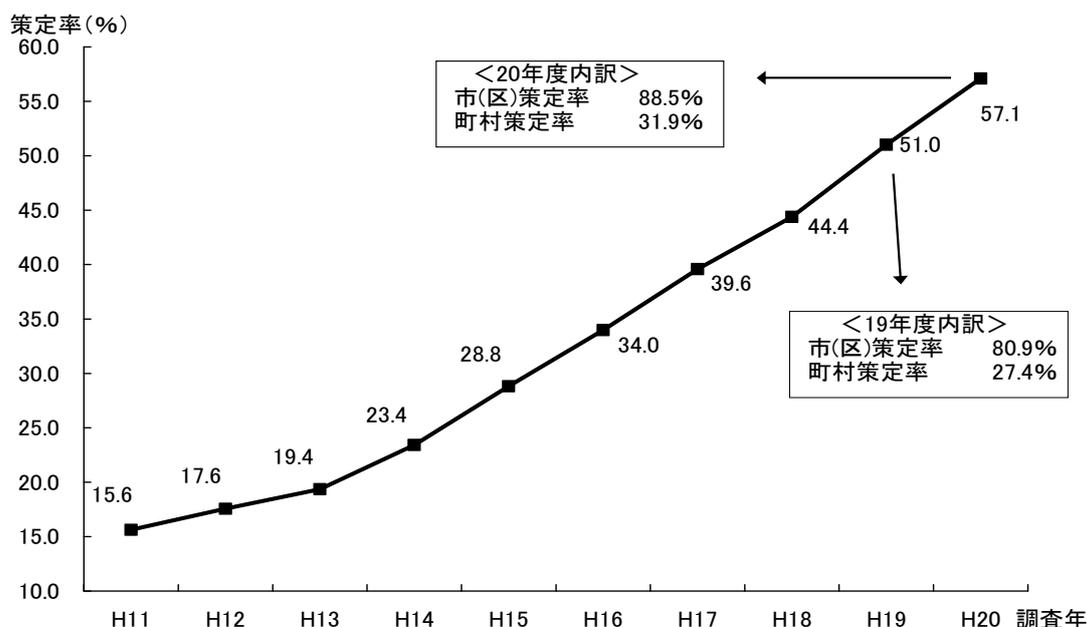
V 調査結果の概要

1. 男女共同参画に関する計画の整備

全ての都道府県及び政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定している〔P9集計表1-1〕。市（区）町村で計画を策定している自治体は57.1%となり、増加している。策定率の内訳をみると、市（区）は88.5%と高いが、町村は31.9%である（図1）。

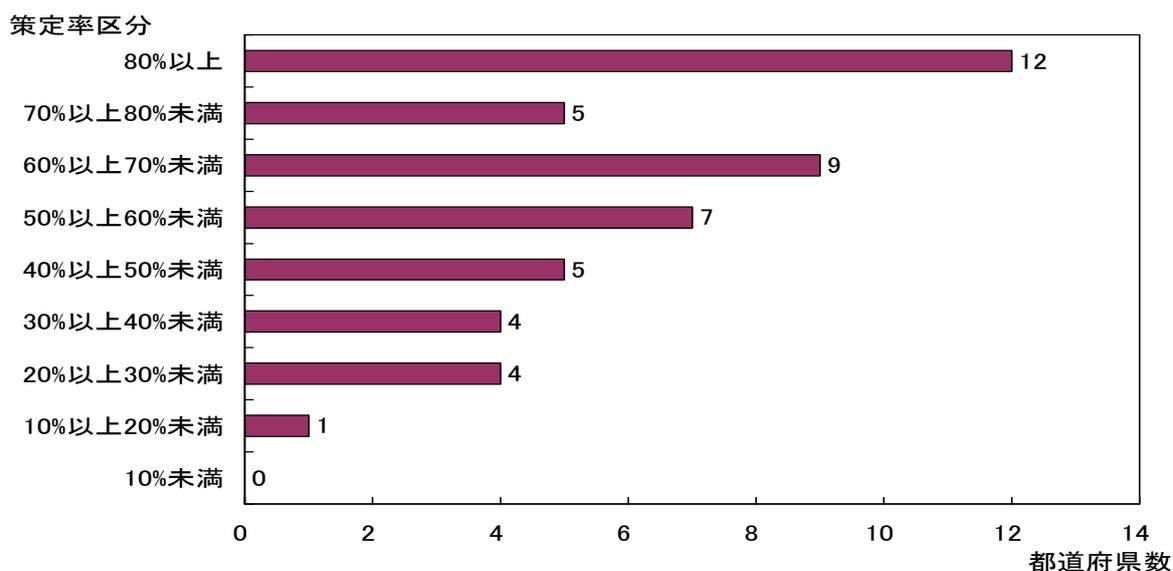
また、計画を策定検討中の市（区）町村は215自治体（11.9%）となっている〔P10集計表1-2〕。

図1 市（区）町村における男女共同参画計画の策定率の推移



都道府県別にみると、市（区）町村の計画策定状況には依然として差がみられるものの、その差はやや縮小している（図2）。

図2 都道府県における管内市（区）町村の計画策定率の分布



<参考> 管内市（区）町村の計画策定率が80%以上の府県
 秋田県（100.0%）、大阪府（97.7%）、山梨県（96.4%）、富山県（93.3%）、
 神奈川県（90.9%）、茨城県（88.6%）、埼玉県（88.6%）、福井県（88.2%）、
 山口県（85.0%）、東京都（82.3%）、静岡県（80.5%）、兵庫県（80.5%）

2. 男女共同参画に関する条例

平成20年4月には24市町において、男女共同参画に関する条例が新たに制定された(図3)。

都道府県・政令指定都市についてみると、46都道府県及び全政令指定都市で条例が制定されている〔P12集計表2-1〕。市(区)町村についてみると、市(区)では条例を制定している自治体は40.0%、町村では7.5%となっている〔P13集計表2-2〕。今後の検討状況をみると、市(区)の24.9%、町村の22.6%が検討を予定している(図4)。

図3 男女共同参画に関する条例制定状況

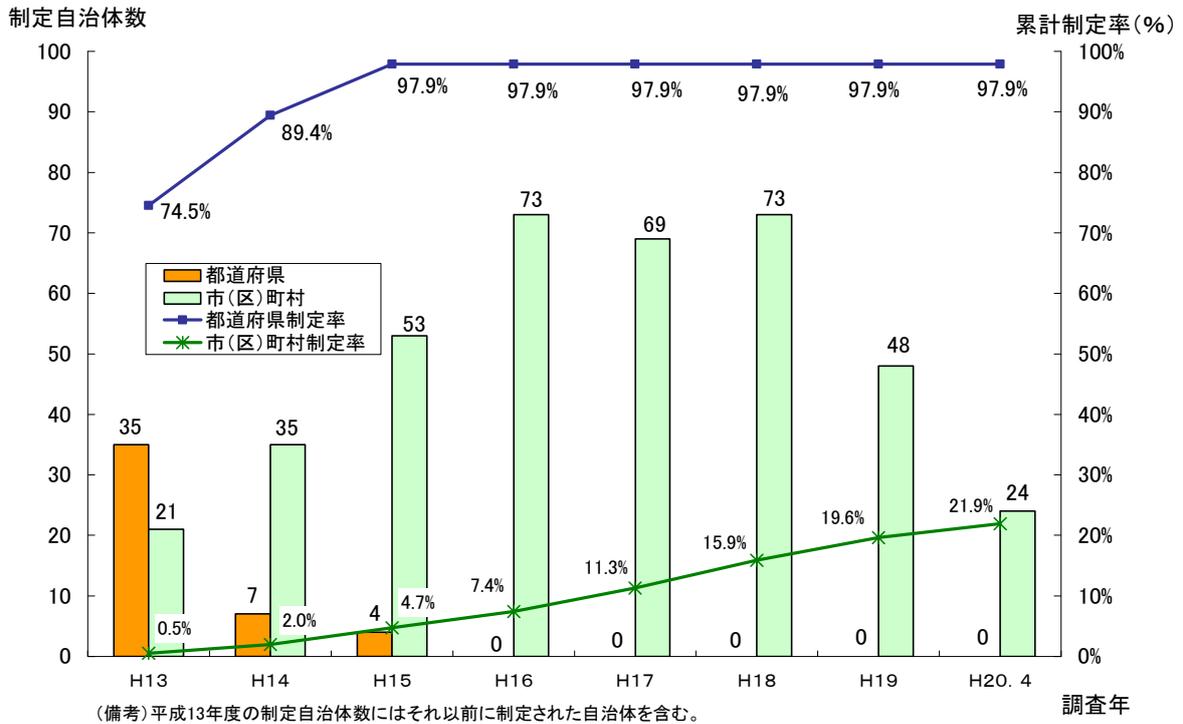
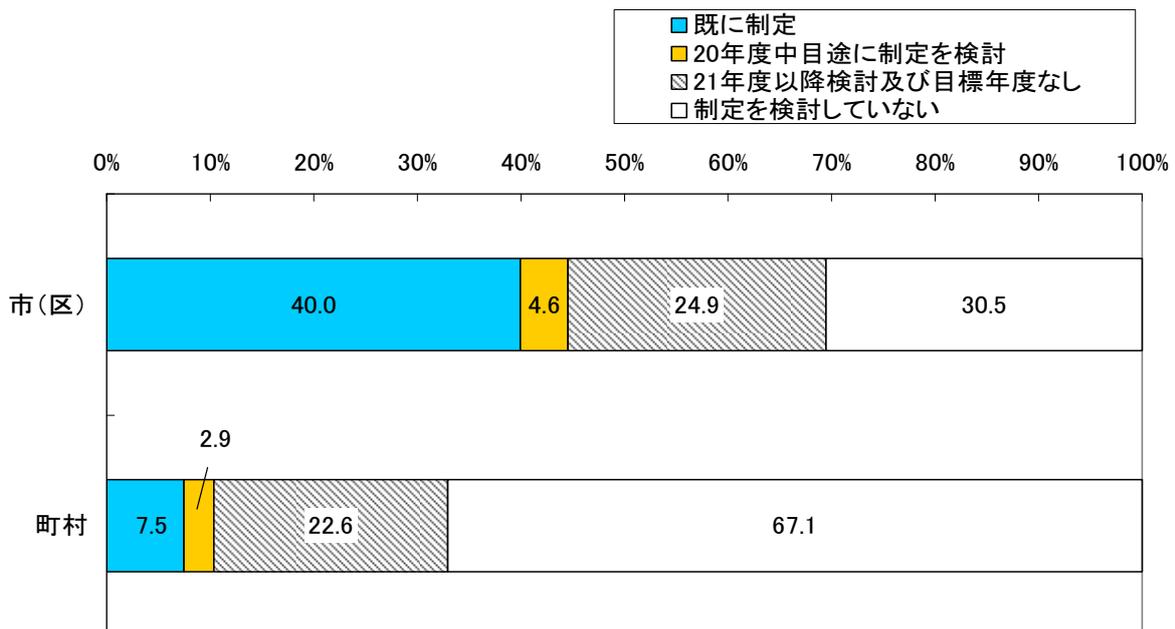


図4 条例制定の検討状況



3. 推進体制

男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、全ての都道府県及び政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議は34道府県が知事を、11都道府県が副知事を長としており、政令指定都市では7市が市長を、8市が副市長を長としている〔P14集計表3-1、P15集計表3-2〕。

市（区）町村についてみると、行政連絡会議が設置されている割合は44.8%、諮問機関・懇談会が設置されている割合は45.7%となっている〔P16集計表3-3〕。

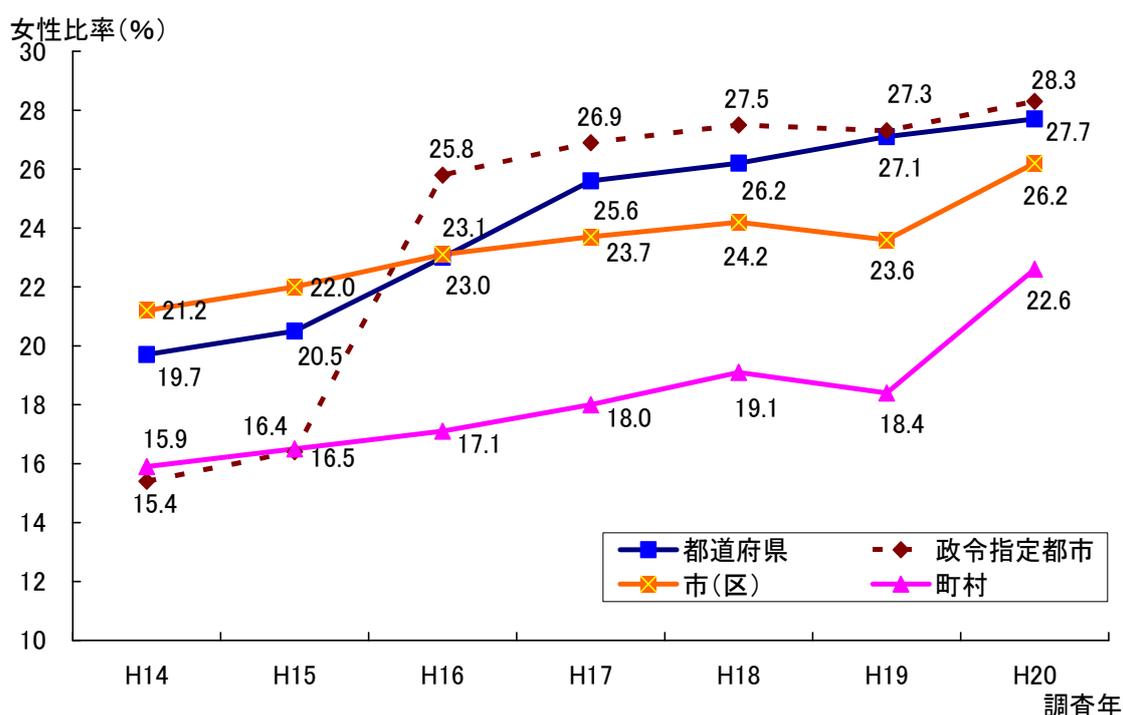
4. 審議会等委員への女性の登用

法律、政令及び条例により設置されている審議会等の女性比率は、都道府県で平均27.7%、政令指定都市で28.3%となっている（図5）。

全ての市（区）町村についてみると、平均が25.7%であり、うち市（区）は26.2%、町村は22.6%となっている（図5）。

女性の登用方策として、46都道府県、14政令指定都市が女性人材名簿を作成しており、42都道府県、14政令指定都市が委員の公募、39府県、3政令指定都市が人材育成事業を実施している〔P31集計表4-6〕。

図5 法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率の推移

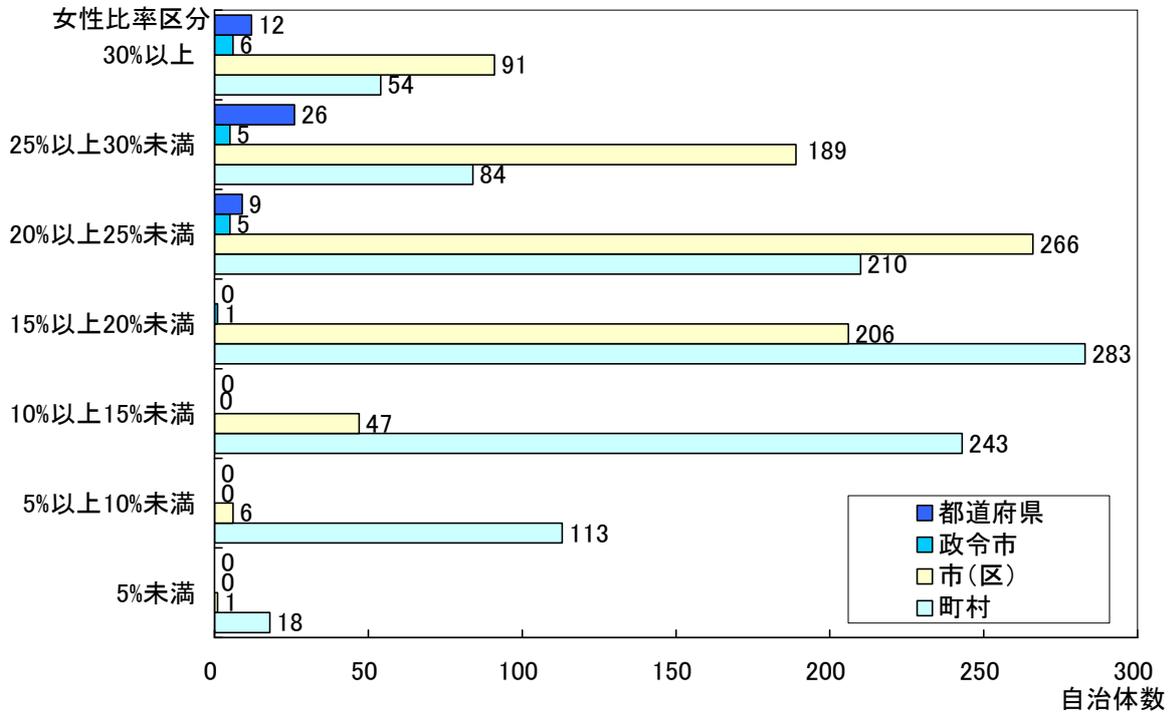


<参考>

国の審議会等委員女性比率（平成19年9月30日現在） 32.3%

144市（区）町村では30%を超えている一方、19市町村では女性委員がいないか5%未満となっている（図6）。

図6 法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率



<参考> 法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率が33.3%を超えている都道府県・政令指定都市

鳥取県（41.7%）、徳島県（40.8%）、岡山県（34.7%）、宮崎県（33.4%）、堺市（36.3%）、新潟市（34.7%）、大阪市（33.4%）

審議会等委員の女性の登用については、全ての都道府県及び政令指定都市において、目標値（目標達成期限）を定めている。具体的な目標の内容は自治体によって異なるが、半数近くが「平成22年まで」を目標期間として35%～50%の目標値を設定している。また、登用目標の対象となる審議会等の範囲は、法律又は政令により設置されている審議会等としているところ、法律により設置されている委員会、条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等を対象としているところなど自治体によってさまざまである。

なお、登用目標の対象となる審議会等における委員の女性比率は、都道府県で平均32.6%、政令指定都市で30.7%となっている。{P17集計表4-1}

5. 女性管理職の登用

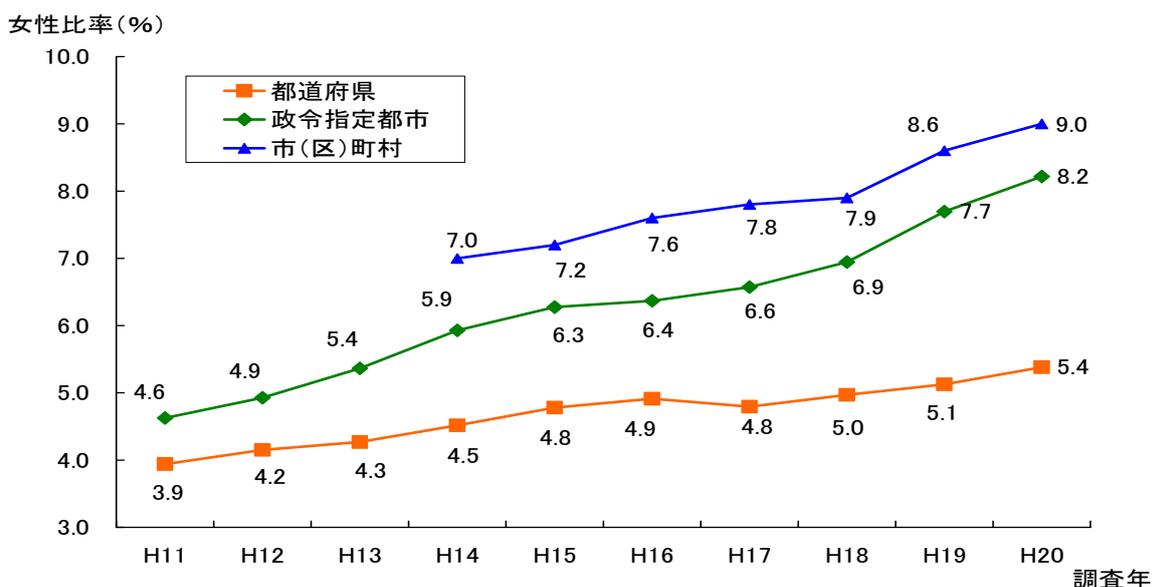
都道府県、政令指定都市の管理職（本庁の課長相当職以上）の女性比率をみると、都道府県は平均5.4%、政令指定都市は平均8.2%となり緩やかに増加している（図8）。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁の平均4.6%に対して、支庁・地方事務所は平均7.9%とやや高くなっている〔P32 集計表5-1〕。

女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っている都道府県、政令指定都市は19自治体となっている〔P38 集計表5-4〕。

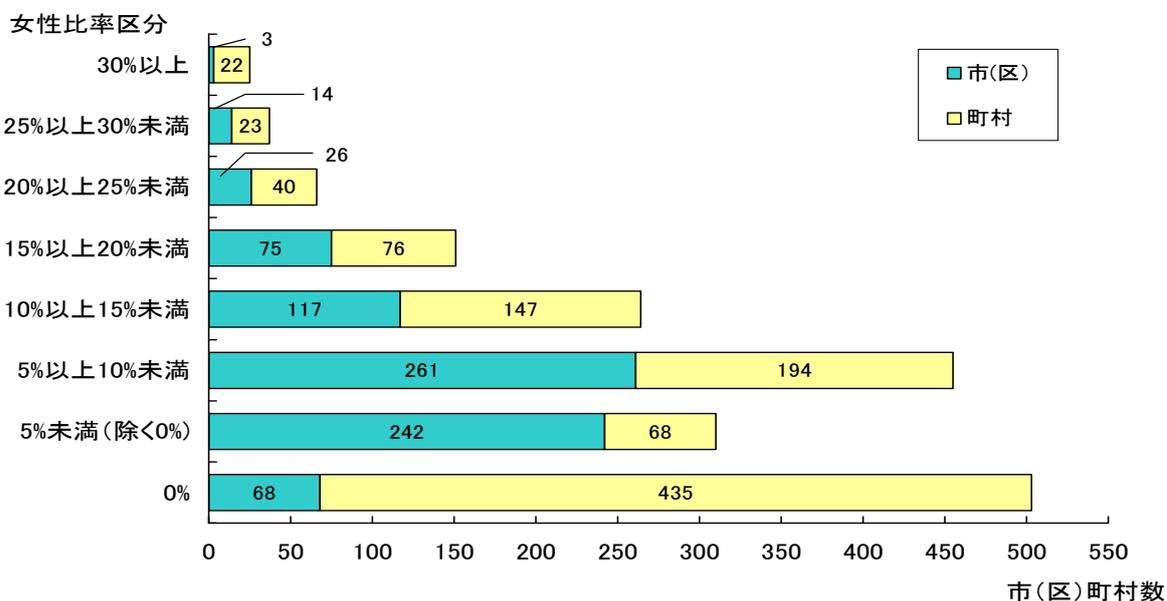
市（区）町村の管理職の女性比率についてみると、平均は9.0%であり、うち市（区）では9.1%、町村では8.5%となっている〔P36 集計表5-3〕。

図7 管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率の推移



都道府県、政令指定都市ではほとんどなかった10%を超える自治体が市（区）では235自治体、町村では308自治体ある。一方、女性管理職が1人もいない自治体が503自治体もあり、自治体間に大きな格差がみられる（図9）。

図8 市（区）町村における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率



6. 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

29道府県、16政令指定都市では、職員を対象に、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施している。また、39都道府県、14政令指定都市では、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を組み入れている。さらに、33都道府県が国や民間等が行う男女共同参画を主題とした研修へ職員を派遣している〔P39集計表6〕。

7. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

45都道府県、16政令指定都市に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を行っている〔P40集計表7-1〕。

市（区）町村についてみると、277自治体において同施設が整備されており、地域の男女共同参画推進の拠点となっている〔P44集計表7-2〕。

8. 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

19道府県、7政令指定都市で男女共同参画・女性関係事業を推進するために基金や財団を設立している。実施している事業としては、男女共同参画・女性のための施設運営を行っている他、広報啓発、交流促進事業等を直接行っている〔P45集計表8〕。

9. 平成20年度実施予定事業

平成20年度の事業として、全ての都道府県、政令指定都市において、委員会・懇話会等及び広報啓発を予定している。43都道府県、14政令指定都市で講座の開催を、35都道府県、16政令指定都市で相談事業を予定している。その他、情報収集・提供、苦情処理、交流促進、企業・NPO法人との連携・働きかけ、国際交流・海外派遣事業、調査研究などの事業も予定している〔P46集計表9〕。

10. 平成20年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県、政令指定都市の男女共同参画・女性に関係する平成20年度予算は、一部を除いて減少したところが多く、総額で約107億円となり、平成19年度の約108億円より1.0%減少している。〔P48集計表10〕。

11. 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 地方公共団体と民間団体（女性団体等）の連携方法〔P49集計表11-1〕

全ての都道府県、16政令指定都市では、民間団体との連携を図るために、自治体からの情報提供を行っている。この他多くの都道府県、政令指定都市において民間団体の組織化、共催事業の実施、事業委託や意見交換会が開催されている。

(2) 民間団体（女性団体等）のネットワーク活動〔P50集計表11-2〕

43都道府県、12政令指定都市では、民間団体のネットワークを組織している。これらのネットワークでは、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて、民間団体間の情報交換や交流活動を行っている。

(3) 市（区）町村との連携・助言等の状況〔P51集計表11-3〕

ほとんどの都道府県において、市（区）町村と関係情報の収集・提供を行い、担当者会議を開催している。この他多くの都道府県において、市町村職員研修会を開催、審議会等女性登用の働きかけ等を行っている。

12. 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制

全ての都道府県、政令指定都市では、苦情の処理を行う体制が構築されている。処理体制が置かれるのは、県庁内が最も多くなっている〔P54集計表13〕。

13. 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

122の市(区)町村が男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言している。このうち85自治体が男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している〔P56集計表14〕。

(参考) 地方議会の女性議員

地方議員の女性比率をみると、都道府県議会は8.0%、市(区)議会は12.3%、町村議会は7.7%となっている(図9)。

女性議員の割合をみると、都道府県議会は5%以上10%未満が最も多く、26議会ある。市(区)議会では5%以上10%未満が最も多く200議会ある。一方、町村では0%がもっとも多く、女性議員がない町村が396議会ある(図10)。

図9 地方議会における女性議員の割合の推移

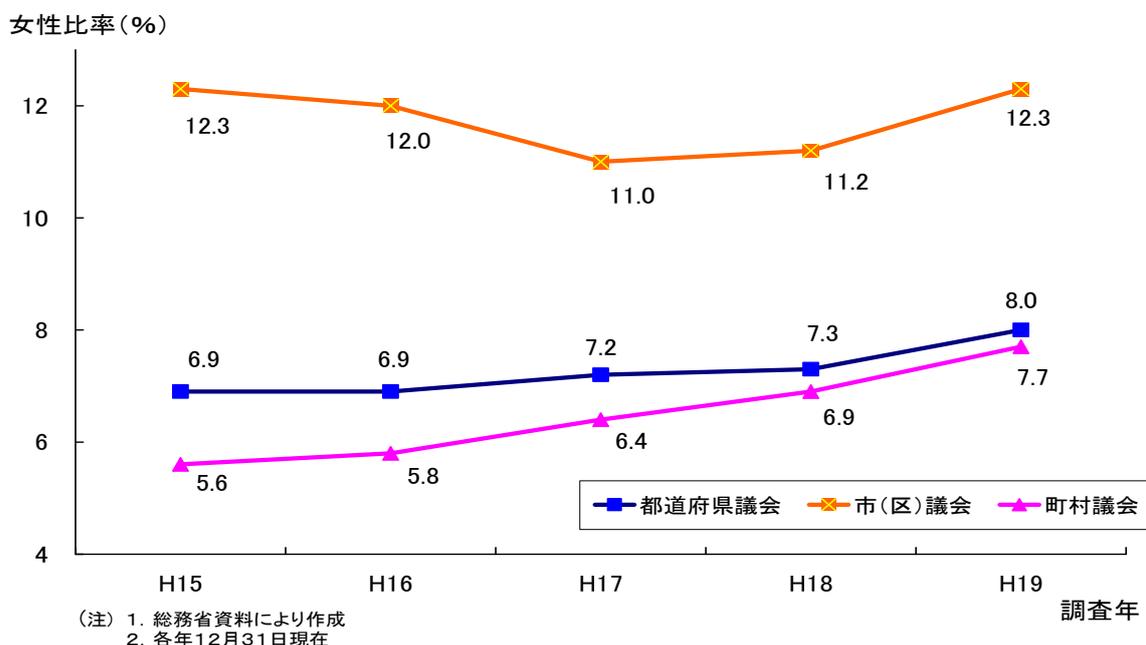


図10 地方議会における女性議員の割合

